

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 28 日

各幼稚園長 様  
各小学校長 様  
各中学校長 様

教育委員会事務局指導部  
教育活動支援担当課長  
初等教育担当課長  
中学校教育担当課長

#### 新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業中の各校園の対応について

令和 2 年 2 月 27 日付け教委校（幼）第 1 号、教委校（小）第 53 号、教委校（中）第 70 号「新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について」にて、2 月 29 日からの臨時休業の措置並びに児童生徒幼児及びその保護者への連絡等について通知したところですが、臨時休業期間中の各校園における児童生徒幼児への対応について、次のとおり補足説明します。

つきましては、各校園においては、内容をよくご確認ください、適切に対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 臨時休業期間中の生活指導

2 月 27 日付け文書に添付した保護者向け通知文例の「6 家庭生活における留意事項」を踏まえるとともに、本日別途配信する「春季休業日期間中における生活指導について（通知）」を参照し、適切に指導いただきたい。

##### 2 臨時休業期間中の学習面の指導

学習面の指導（個別の学習指導）については、自宅での学習に資するような学習教材を準備・配付する等、可能な限り必要な措置を講ずること。

##### 3 特別支援学級などに在籍する障がいのある幼児児童生徒への対応

自宅等で 1 人で過ごすことができない障がいのある幼児児童生徒が、地域の福祉サービスにおいて居場所を確保できない場合等、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って居場所を確保すること。

#### 4 幼稚園・小学校低学年（1～3年）等の幼児児童の居場所の確保について

多くの幼児児童が同じ場所に長時間集まり、濃厚接触\*とならないよう、保護者には幼児児童が家庭で過ごせるよう依頼しているところです。しかしながら、保護者が新型コロナウイルスにかかる医療従事者等で、監護する者がいない場合、居場所の確保に努めることを原則としています。

ただし、今回の措置は急を要したため、当面とくに1週間程度の間は、上記に加え、真にやむをえないとして保護者から相談があった場合、各家庭の個別の事情を考慮して柔軟に対応してください。

なお、対応にあたり、学校で濃厚接触とならないよう一定の距離を確保する等配慮するとともに、学校体制等に課題が生じた場合は、各担当指導主事まで相談してください。

※濃厚接触とは、必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）とされています。

#### 《本件連絡先》

教育委員会事務局指導部

教育活動支援担当 学校保健体育グループ TEL 6208-9141

生活指導グループ TEL 6208-9194

初等教育担当 TEL 6208-9177

中学校教育担当 TEL 6208-9187